

# 1 保育の必要性等の判断（続き）

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(5)優先的に利用確保されるべき子どものための仕組み	<p>○ 優先的に利用確保されるべき子ども（母子家庭・虐待事例等）については、市町村が保育の必要性・量の判断と併せ、<u>優先度を判断</u>。</p> <p>○ 市町村が、入所保育所を決定。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、<u>選択権が十分保障されない場合</u>があり得る。</li> </ul> </div> <p>○ 虐待事例など、<u>保護者の自発的な利用申込みが期待できないケース</u>については、<u>市町村が保育の利用申込みの勤奨等により意思決定を補佐するとともに、必要な場合は児童養護施設等への措置を実施</u>。（こうした市町村としての公的関与の中で、虐待事例等について、関係機関が連携する市町村の支援のネットワークに適切につないでいく仕組みが必要。）</p> <p>※ 低所得者、障害などを理由に、事業者の不適切な選別により、サービス利用ができなくなることはないよう、公正な選考を保障する仕組みについて、さらに検討。</p>	<p>○ 保育所に、<u>応諾義務</u>（正当な理由なく利用を拒んではならない）を課すとともに、優先的に利用確保されるべき子どもから、<u>受入れを行う優先受入義務</u>を課す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先的に利用確保されるべき子どもが緊急に生じた場合の<u>受け皿の確保策</u>についてさらに検討。</li> </ul> </div>	<p>○ 保育の必要性が高い子どもについては、<u>バウチャー額を上乗せ</u>。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、<u>確実な受入れが担保されず、選択権も保障されない</u>。</li> <li>● 保護者の自発的な利用申込みが期待できないケースの解決が困難。</li> </ul> </div>
(6)「欠ける」という用語の見直し	<p>○ 「保育に欠ける」という用語について、例えば「保育を必要とする」など、今後の保育制度の姿にふさわしいものに見直すこととする。</p>		